

# 伊予市健康増進推進団体登録のしおり



伊予市市民福祉部 健康増進課（伊予市保健センター）

伊予市健康増進課（保健センター）では、市内で健康増進推進活動を行っている団体を支援することを目的として、健康増進推進関係団体の登録制度を設けています。

### ●健康増進推進団体とは、

健康増進推進団体とは、健康増進に関する活動を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行っている団体です。「伊予市健康増進推進団体登録要綱」に基づき登録されますと伊予市保健センターの使用料が減額されます。

※ ただし、使用する施設や活動の内容によっては、減免にならない場合があります。

### ●健康増進に関する活動とは

健康増進に関する活動とは、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、すべての市民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指し、楽しみながら健康増進に取り組んでいる活動のことです。また、日常の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動でもあります。

[活動例]

#### 🏆 運動・身体活動分野

健康増進推進活動として運動を継続的に実施し、かつ創意工夫をもって活動しており、他団体に対して模範となる活動実績があり、ラジオ体操、ウォーキング、ステップ運動、その他健康増進のために取り組んでいる。

#### 🏆 食生活改善活動分野

健康増進推進活動としての食生活改善活動を継続的に実施し、かつ創意工夫をもって活動しており、他団体に対して模範となる活動実績があり、朝食摂取・野菜摂取のための推進活動、子どもクッキング、生活習慣病予防のための料理教室等、その他食生活における健康管理に取り組んでいる。

### ●自主的な運営とは

健康増進に関する活動を行う人たちが自発的に団体を作り、活動の目的・内容・方法・役割分担・予算・会費などを会員全体で話し合って活動を進めていくことです。

また、活動は計画的、継続的に行われ、地域に開かれていることが必要です。

### ●このような団体は健康増進推進団体ではありません。

- ① 講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費等と徴収し活動している団体
- ② 企業や学校の部活動・クラブ活動・サークル活動として活動している団体
- ③ 非営利な団体であっても、会費が著しく高額である団体
- ④ 不特定多数の人から参加費等の金銭を集め、営利性があると認められる活動をしている団体
- ⑤ 会員相互の親睦や交流のみを目的として活動している団体（家族だけで構成されている団体も含む。）
- ⑥ 障がい者福祉や高齢者福祉など、社会福祉活動のみを行う団体は、社会福祉団体です。

## ●登録の要件

健康増進推進団体として登録することができる団体は、以下の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。

- (1) 健康増進事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分期待できるものであること。ただし、次の事業又は活動を行わない団体でなければならない。
  - ① 営利を目的とした事業またはこれに類する事業（商売・教室・個人の営利となる行為）。
  - ② 特定の政党の利害に関する事業。
  - ③ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動
  - ④ 特定の宗教を指示し、若しくは特定の教派、宗派等を支援し、またはこれらに反対する等の宗教活動。
- (2) 次の要件を備えている団体であること。
  - ① 活動の拠点が伊予市内にある団体であること。
  - ② 伊予市内に居住する者が10人以上所属し、構成員の半数以上が市内に在住、在勤していること。
  - ③ 構成年齢は概ね20歳以上であること。
  - ④ 会員の入退会の制限をしていないこと。
  - ⑤ 行政への参加又は協力が可能であること。
  - ⑥ 団体名、代表者名、連絡先、活動内容などを市のホームページ等で公表することの了承が得られること。
  - ⑦ 政治活動、宗教活動及び営利事業をしていないこと。

## ●登録の申請について

健康増進推進団体の登録を申請する団体は、伊予市保健センターへ「健康増進推進団体登録申請書」を次に掲げる書類を添えて申請してください。

- ① 規約又は会則
- ② 役員名簿及び会員名簿（会員名簿の備考欄に役職を記入したものでも可）
- ③ 活動報告書及び決算書（新規設立団体は除く。）
- ④ 活動計画書及び予算書
- ⑤ その他、チラシ・パンフレットや団体の活動内容がわかる資料があれば添付してください。  
※ ①～④については、総会資料等でも可

### 【申請書類の作成における注意点】

特に次の点に注意して、申請書類を作成してください。

- ① 規約（会則）について
  - ア) 「健康増進に関する活動を主たる目的とする」ことが、規約（会則）から読み取れること。
  - イ) 市内に事務所を有していること。  
※事務所を会長宅に置く場合には、会長宅が市内であること。
  - ウ) 入会金や会費、講師謝礼等の金額が、記載されていること。

## ② 予算・決算について

- ア) 前年度決算に繰越金がある場合は、次年度予算に反映されていること。
- イ) 項目の主な内訳が記載されていること。
- ウ) 各項目の金額と内訳及び合計額が合致していること。

## ③ 名簿について

- ア) 規約（会則）で定めている役員が、役員名簿に記載されていること。
- イ) 役員名簿の住所は、地番まで記載し、電話番号も記載されていること。
- ウ) 会員名簿は10名以上の会員が記載されており、その半数以上の者が市内に在住、在勤していること。
- エ) 会員名簿の住所は、町名まで記載し、市内在勤の場合は、事業所名、その所在地・連絡先となる電話番号が記載されていること。

## 【申請から登録まで】

### ① 申請時期

新規の場合：毎月15日まで

更新の場合：有効期間満了の20日前まで

### ② 登録通知

提出していただいた書類は、健康増進課で審査し、健康増進推進団体と認定された団体には、登録決定通知書を送付します。また、認定されなかった場合には、登録却下通知書を送付します。

### ③ 使用料の減額措置

登録が決定した日（登録日）以降の申請分から減免措置の適応対象となります。

## ●登録の有効期間

登録の有効期間は、登録を決定した日（登録日）から翌年度の3月31日までとなります。

## ●登録後について

### ① 変更届

規約（会則）や役員を変更した場合、活動を停止した場合、団体を解散した場合は、「健康増進推進団体登録変更届出書」を速やかに提出してください。

### ② 更新

登録の有効期間満了後、引き続き登録をする場合は、有効期間満了20日前までに更新登録申請書に必要な書類を添えて再度提出してください。

### ③ 取消し

団体支援の公平性及び施設の有効利用のため、団体の活動状況が登録の要件に該当しないことが判明した場合や、虚偽の届け出が判明した場合は、登録を取り消します。

※ 登録申請した会員数と施設利用の際の人数に大きな差があり、利用実態に合わない団体

※ 登録申請した活動内容と実際の活動に著しく隔たりがある団体

●問い合わせ先

健康増進課

伊予市尾崎3番地1

電話：983-4052

(伊予市保健センター)